

不祥事全般に共通する防止対策 改訂版

令和 7 年 1 月 24 日

※本改訂版は、以下の 2 点についてを内容とするものである。

- 【1】 令和 6 年 4 月 12 日に公表した「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」（高知県教育委員会）において「◆不祥事全般に共通する防止対策」として掲げた取組（以下「不祥事全般に共通する防止対策（令和 6 年 4 月）」とする。）について、その進捗状況と今後のさらなる取組を示したもの
- 【2】 「不祥事全般に共通する防止対策（令和 6 年 4 月）」に加え、新たに取り組む不祥事全般に共通する防止対策

【1】「不祥事全般に共通する防止対策（令和 6 年 4 月）」の進捗

※ 四角の枠内が「不祥事全般に共通する防止対策（令和 6 年 4 月）」において示したものの引用。

矢印（⇒）に続く文章が、その進捗状況と今後のさらなる取組

拡 ○教職員による不祥事防止対策のためのポータルサイトを立ち上げ

（担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課、保健体育課等）

：全ての教職員が不祥事防止に係る通知や研修資料などの各種情報を容易に把握できるよう、情報を一元化したポータルサイトを令和 5 年 12 月に開設するとともに、各県立学校及び市町村教育委員会に通知し、教職員への周知を行った。

：ポータルサイトには、各学校において校内研修等で使用できるような不祥事の防止に係る啓発資料や事例集、懲戒処分指針や懲戒処分等の公表基準、懲戒処分事例、児童生徒に対する性犯罪等防止関係の資料、高知県公立学校ハラスメント等第三者委員会の実施状況、各種通知など、（略）教職員はもとより、県民にも分かりやすい形で掲載した。今後、常に新しいものとなるよう、随時改訂や更新を行うとともに、周知を図っていく。

⇒ 令和 5 年 12 月に「教職員不祥事根絶ポータルサイト」を開設したところ。

「不祥事全般に共通する防止対策（令和 6 年 4 月）」において掲げた各種文書・資料等のほか、ハラスメント対策等に係る研修動画や教職員の相談窓口等についても掲載を行っている。今後も関連する資料等については、適宜掲載するなど更新を行っていく。また、ポータルサイトの情報については、随時、各学校・市町村教育委員会に対しては、各校での研修での活用を促すなど周知を図っている。

拡 ○各学校における不祥事防止対策のための体制構築

(担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)

：県立学校は全ての学校を対象とし、市町村立学校は市町村教育委員会と協力をして、各学校において、校長を長とした「不祥事防止委員会」を設置し、所属教職員の不祥事防止対策、初期対応体制の確認、年間を通じた校内研修の設定等を行うよう、令和6年度以降の学校経営計画の策定等を通じて働きかける。

：教職員の不祥事の防止等に向けて、地域や保護者といった学校外の視点を踏まえることの必要性から、コミュニティスクールの仕組み等を活用した、学校における不祥事防止対策の構築についても働きかけを行う。(略)

⇒ 全ての県立学校及び市町村立学校において不祥事防止委員会を設置済み。

県立学校においては、各校の不祥事防止委員会で校内研修の内容や不祥事防止月間の取組内容を協議し、不祥事防止に係る取組を強化。県教育委員会としても、不祥事防止委員会を中心とした不祥事防止に向けた取組が進むよう、全ての県立学校を職員が令和6年6月に訪問し、不祥事防止に向けた年間計画の確認を行い、同年9月には学校長との人事ヒアリングで、不祥事防止に向けた研修等の進捗管理を行った。また、同月に行われた第2回県立学校長会において、不祥事防止の研修の好事例となる取組についての発表を行い、共有を図った。更に同年11月からの学校長とのヒアリングにおいて、具体的な不祥事案をもとに、各校の研修事例や不祥事が起こったきっかけ等を共有し、服務規律の徹底及び継続的な取組を依頼している。

市町村立学校においては、市町村教育委員会とも協力をしながら、令和6年8月から同年9月にかけて、各校の不祥事防止委員会に対して、不祥事防止に係るオンデマンド研修を県教育委員会で実施。また、県立学校と同様に、不祥事防止に向けた取組が進むよう、令和6年5月から同年7月にかけて全ての市町村立の義務教育段階の学校を職員が訪問し、学校長に対し服務規律の徹底や研修の実施を依頼している。そのうえで、同年10月以降の学校長との人事ヒアリングの場において、服務規律の徹底や各校においての研修の実施状況の進捗を確認している。

今後は、引き続き不祥事防止委員会を中心とした各校の不祥事防止に向けた取組の進捗状況を引き続き把握する。また、【2】において記載するとおり、各校における不祥事防止委員会等における先進的な不祥事防止に向けた取組については積極的に県内全域に展開を図るなど、好事例の発信等も実施していく。

拡 ○不祥事案が発生した場合の学校に対する個別対応

(担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)

：実際に不祥事案が発生した県立学校に対しては、当面、県教育委員会が学校を定期的に訪問し、校長と事案発生 の要因分析や、学校活動への影響の有無の確認、当該学校における再発防止策の協議等を行う。

具体的には、高等学校課又は特別支援教育課の職員と対象校の管理職が、大学教員等の専門家の意見も仰ぎながら学校運営の状況等を分析し、課題を洗い出すとともに改善策を検討する。

：市町村立学校に対しては、上記の県教育委員会が県立学校に対して実施する個別対応としての定期的な学校訪問等を、服務監督権者として市町村教育委員会が実施するよう、強く働きかける。また、適宜県教育委員会の担当課も同席するなど、当該学校における再発防止策を推進する。

⇒ 令和6年5月以降、直近で不祥事案を起こした教職員が所属する県立学校を訪問し、当該学校が校内で実施する校内研修に参加して、教職員に対して指導助言を行った。引き続き、その他の対象となる学校についても訪問を予定しているところ。

市町村立学校の対象校については、当該市町村教育委員会に懲戒処分後1月後からを目処とした定期的な学校訪問の実施を要請し、その状況については適宜聞き取りを行っている。特に、市町村名が公表された事案については、当該市町村において懲戒処分直後に緊急に校長会を開催して、服務規律の徹底に係る注意喚起を行うとともに、一過性のもので終わらせないよう、定期的に校長会での注意喚起を行う予定としている。

○著しく重大な結果を及ぼす不祥事案が発生した場合等であって、県教育委員会では客観的に調査を実施することが困難な場合には、県教育委員会等から独立した立場で当該個別事案の調査等を実施する第三者委員会を設置

(担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)

：今後、児童生徒や教職員等の心身に極めて深刻な影響を与えるなど著しく重大な結果を及ぼす教職員の不祥事案が発生し、かつ、県教育委員会では中立かつ公正で客観的な立場で事実関係を明らかにすることが困難である場合には、県教育委員会や当該事案の関係者から独立した立場である法曹関係者等において、調査により事実の認定等を実施する第三者委員会を設置することとする。

⇒ 令和6年4月以降、令和7年1月24日時点においては、記載されているような事案は発生していないため設置は行っていないが、引き続き、該当する場合か否かを適切に判断し、必要に応じて設置を行っていく。

【2】「不祥事全般に共通する防止対策（令和6年4月）」に加え、新たに取り組む不祥事全般に共通する防止対策

新

「信頼される学校づくりのために」の改訂

（担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、人権教育・児童生徒課等）

- ： 不祥事防止のために各学校に配布している冊子「信頼される学校づくりのために」を平成25年4月以来、約10年ぶりに改訂。
- ： 令和6年4月のハラスメント対応検証及び対策等を踏まえた内容にするとともに、新たに教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）に関する内容などを追加し、各学校に設置される不祥事防止委員会等で活用していくことも明記した。

また、近年の懲戒処分事案等の概要を追記するとともに、ハラスメント研修例を追加し、研修の際により活用しやすい内容とした。

新

各学校における不祥事防止委員会等の先進的取組の全県展開

（担当課：小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、教職員・福利課）

- ： 各学校の不祥事防止委員会等で実施されてきた不祥事防止に向けた取組のなかで先進的な事例等について、他の学校や市町村教育委員会において参考とするため、定期的に事例の周知を図ったり、研修等において活用するといった取組を実施する。

〈先進的な取組例〉

県立山田高等学校においては、具体的な事案のケースを仮定し、仮に自身がそれを起こしたとして、自身や周囲の状況にどのような事態が生じるかを考えさせるワークシートを作成し、校内研修等において活用している。（実際に活用しているワークシートは別紙）

新

「不祥事を与える影響（法的・社会的責任・影響）」のリーフレット作成・周知

（担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課）

- ： 教職員一人一人に改めて不祥事事案を起こした際の責任の重さを深く理解してもらうため、公法上、刑事上、民事上、給与等の福利厚生面、そして自身や家族、児童生徒への影響など、様々な面で生じうる影響等を具体的に示したリーフレットを新たに作成し、周知・啓発を行う。

新

**高知県教員育成指標に「不祥事防止」について明確に位置づけ／
教職員研修における「服務規律徹底・不祥事防止」に係るプログラムの強化**

(担当課：教育センター)

： 教員等が向上を図るべき資質に関する指標として定める「高知県教員育成指標」において、「不祥事防止」について明確に位置づけを行い、そのうえで教職員研修における「服務規律徹底・不祥事防止」に係るプログラムを強化する。

例えば、令和7年度の中堅教諭等資質向上研修では、「ミドルリーダーと服務について」の講義を集合研修に切り替え、不祥事の事例を元に「自分事」として捉える演習を加えたり、新任用教頭研修では「法令遵守に基づく学校組織の活性化」の講義に服務を加えたりするなど、双方とも時間、内容を充実させ、教職員研修における「服務規律徹底・不祥事防止」に係るプログラムの強化を図る。

新

懲戒処分を受けた教職員が受講する再発防止研修の新たな実施

(担当課：教育センター、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)

： 道路交通法違反やわいせつ行為、ハラスメント行為、公金の不適切管理、児童生徒に対する不適切指導などによる非違行為を起こして懲戒処分を受けた（受ける見込みを含む。）教職員に対して、心理等の専門職の助言等も仰ぎつつ、非違行為の内容に応じた研修等を新たに実施するよう具体的な検討を進める。

新

教職員の職務端末に不祥事防止に向けた啓発等のポップアップの定期的な実施

(担当課：教育政策課、教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課)

： 県立学校の教職員が使用する校務用の端末において、不祥事防止に向けた啓発のメッセージや「教職員不祥事根絶ポータルサイト」等の関連 HP へのリンク等を定期的に表示するようにし、教職員の日常的な不祥事防止に向けた意識の啓発を図る。

(市町村立学校の教職員については、校務支援システムのお知らせ欄にて通知できるよう、各市町村教育委員会と協議する。)

新

飲酒運転防止対策の強化

(担当課：教職員・福利課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、教育センター)

： 警察等が作成した飲酒運転防止の啓発ポスター等の活用や、防止に向けたリーフレットの配布等を行うことにより、教職員への啓発を一層図るほか、警察等の協力も得ながら、飲酒運転が及ぼす社会的影響や「飲酒運転は犯罪である」ということを改めて周知徹底させる啓発研修等を実施する。

また、全ての県立学校において、飲酒運転の根絶のためのルール（例：宴席に参加する際の帰宅用の交通手段の事前申請やハンドルキーパー（※）の設定、出勤時のアルコール

チェッカー等による自己確認の推奨など）を策定し、それを各学校のホームページ等において公表するとともに、各学校において上記ルールを定期的に管理職から全ての教職員に対して周知し、飲酒運転の防止を徹底する。市町村立学校については、市町村教育委員会と連携し、同様の取組を実施する。

(※) ハンドルキーパー運動：グループで飲食店などへ行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を予め決め、当該者が自動車の運転をして他の参加者などを送り届ける運動。

ハンドルキーパーは専用のバッヂ等をつけることで、店側からアルコールの提供を受けなくすることにもつなげる。

次の不祥事例に登場する教諭（A、B、C）について、別紙ワークシートに取り組んでください。なお、取り組むケースについては別紙の通り指定させていただきます。

ケース 1

A教諭は、スマートフォンのアプリを介して知り合った18歳未満の高校生に対して、18歳未満であること認識しながら、県内のホテルにおいて、みだらな行為を行い、県青少年保護育成条例違反容疑で逮捕された。A教諭は危険なアプリがあることを知り、生徒指導の一環として、高校生が実際に使っているのかを調べた。最初は本人の家庭とかの話をしていたが、だんだんわいせつな方に話がいったしまった。教員として悪いことをしているという自覚があり、教員であることは言わなかった。

ケース 2

B教諭は、退勤後、午後6時20分頃から食事中に晩酌で発泡酒500mlを2本、缶酎ハイ500mlを1本飲んだ。その後、徒歩で外出して午後9時10分に帰宅し、さらに缶酎ハイ500mlを1本飲み、午後10時頃就寝した。翌日、午前4時30分頃、日の出を見ようと思い、自家用車を運転して公園に向かった。途中、携帯ゲームを行うため一度停車し、再度運転したところ、後ろからパトカーに追尾された後に職務質問を受け、その場で呼気検査が実施され、午前4時50分頃、酒気帯び（呼気0.26mg/l）運転で検挙された。

ケース 3

C教諭は、部活動で保護者から集めた部費やユニフォーム代等の集金を、銀行に預けず、帳簿もつけないまま、職員室の机の中に現金で保管していた。C教諭は、他県にいる大学の先輩であるD教諭が、自分自身が使うユニフォームや道具を保護者の了解なく部費で購入していることを知った。「部活動で生徒の指導で使うのだから、問題ない」とD教諭から言われたことから、C教諭も部費で自分自身が使うユニフォームを購入した。また、別の日に、C教諭は自分の口座から生活費を引き出すのを忘れていたが、D教諭が部費から借りていることを思い出し、部費から一時的に借りることにした。その後何度か部費から一時的に借りることがあった。しばらくして、「顧問が部費を勝手に使っている。会計報告もない。」という匿名の電話が教育委員会にかかってきた。その後、一時的に持ち出していたもののほか、明らかに残金が不足しているものや領収書が残っていないものなど、多くの使途不明金があることが判明した。

不祥事防止研修ワークシート

ワーク 1

不祥事を起こした教諭や周囲の状況を想像してみましょう。

ケース

教諭の 処遇に ついて	誰から事情聴取されるか？	検挙・逮捕・拘禁されるか？	メディア報道はされるか？	教員免許(身分)はどうなるか？	退職金は得られるか？

教諭の 評価に ついて	生徒はどう思うか？	卒業生はどう思うか？	同僚はどう思うか？	家族はどう思うか？	世間はどう思うか？

学校の 対応に ついて	世間から寄せられる声は？	報道機関、警察には？	臨時 P T A 総会では？	H R、授業、校務分掌では？	志望中学生と保護者には？

家族を めぐる 状況に ついて	配偶者は？	親は？	子は？	兄弟(姉妹)は？	祖父母は？



ワーク 2

不祥事を起こしてから10年経た元教諭自身と家族の状況を想像してみましょう。

どこでどのような生活をしているか？

家族はどのような生活をしているか？

元同僚は、あなたをどのように評価するか？

世間は、あなたをどのように評価するか？
